

平成20年6月25日（水曜日）開催

**第5回 定時株主総会
招集ご通知**



New way, New value

双日株式会社

(証券コード2768)

目 次

議決権行使に関するお願い	1
第5回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	4
第1号議案 剰余金の配当（第5期期末配当）の件	4
第2号議案 定款一部変更の件	5
第3号議案 取締役7名選任の件	8
第4号議案 監査役2名選任の件	15
第2号議案のご参考：定款別紙より削除する項目	18
株主総会会場ご案内地図	30
第5期報告書（第5回定時株主総会招集ご通知添付書類）	別冊

議 決 権 行 使 に 関 す る お 願 い

- 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- なお、当日ご出席願えない場合は、下記のいずれかの方法により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成20年6月24日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

なお、各議案について賛否の表示がない議決権行使書用紙が提出された場合は、会社提案に「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

【インターネットによる議決権の行使】

パーソナルコンピューターまたは携帯電話から議決権行使ウェブサイト（<http://www.evotage.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。なお、インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、行使いただきますようお願い申し上げます。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）

株主さま以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使の期限も、平成20年6月24日（火曜日）の午後5時30分までとなりますので、お早めに行使されますようお願いいたします。なお、ご不明な点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パーソナルコンピューターと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信(SSL通信)および携帯電話情報送信が不可能な機種には対応していません。

(注)「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

【議決権電子行使プラットフォームについてのご案内】

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話：0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

株主の皆さまへ

(証券コード 2768)

平成20年6月2日

東京都港区赤坂六丁目1番20号

双日株式会社

代表取締役社長 加 瀬 豊

第5回 定時株主総会 招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第5回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

記

日 時	平成20年6月25日（水曜日）午前10時
場 所	東京都港区赤坂一丁目12番33号 ANAインターコンチネンタルホテル東京 地下1階「プロミネンス」 （本総会の開催場所は昨年と異なります。当日ご出席の際は、末尾の「株主総会会場ご案内地図」をご参照ください。）

当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成20年6月24日(火曜日)の午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

郵 送	同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。
電磁的方法 (インターネット等)	当社指定の当社議決権行使ウェブサイト (http://www.evotep.jp/)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。 インターネットによる議決権行使に際しましては、1頁の「議決権行使に関するお願い」の【インターネットによる議決権の行使】をご参照くださいますようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書面と電磁的方法（インターネット等）による方法と重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものいたします。

敬 具

会議の目的事項

報告事項	(1) 第5期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第5期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項	第1号議案 剰余金の配当（第5期期末配当）の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役7名選任の件 第4号議案 監査役2名選任の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sojitz.com/jp/ir/index.html>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当（第5期期末配当）の件

当社は、株主の皆さまに対して安定的、かつ継続的に配当を行うとともに、内部留保の拡充と有効活用によって企業競争力と株主価値を向上させることを経営の最重要課題のひとつと位置づけております。

また、配当水準につきましては、将来的には連結配当性向20%を目標と位置づけ、中期経営計画「New Stage 2008」の進捗および資本構成と自己資本の状況や、成長のための投資等に伴う資金需要などを勘案し、適切な水準を決定してまいります。

当期末の普通株式の配当につきましては、当年度に発行残高3,300億円の優先株式の買入消却を実施し、平成18年4月に発表いたしました「優先株式の一掃による当社の資本構造再編」を完了させたことにより、優先株式に対する配当負担が軽減されたこと、中期経営計画「New Stage 2008」の2年目の目標である当期純利益600億円、経常利益920億円を上方修正した当期純利益650億円、経常利益1,000億円の見通しに対し、当期純利益については若干届かなかったものの627億円となり、経常利益では見通しを上回る1,015億円を達成したこと、また、当社が再建完了における目標のひとつとして掲げておりました投資適格格付けへの復帰を果たしたこと等により、以下のとおりいたしましたことと存じます。また、優先株式の年間配当につきましては、発行要領の定めに従いたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項、およびその総額

当社普通株式1株につき 4円50銭、総額5,551,313,508円。

なお、平成19年12月4日に1株につき3円50銭の中間配当金をお支払いいたしておりますので、1株当たりの年間配当金は8円となります。年間配当金額の総額9,869,001,792円は、第5期連結当期純利益の約15.7%に相当します。

当社第一回Ⅲ種優先株式1株につき 7円50銭、総額11,250,000円。

なお、平成19年12月4日に1株につき7円50銭の中間配当金をお支払いいたしておりますので、1株当たりの年間配当金は15円となります。年間配当金額の総額は22,500,000円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成20年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

以下のとおり定款を変更いたしたいと存じます。

1. 変更の理由

(1) 取締役副会長の新設

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営の課題であると認識しており、株主さまをはじめとするステークホルダーに対する経営責任と説明責任の明確化、透明性の高い経営体制の確立および監視・監督機能の充実に努め、グループ全体の収益力の向上と企業価値の極大化を目指して諸施策を実施しております。

この度、経営体制の強化を目的として、あらたに取締役副会長を新設するために必要な定款の変更をお諮りするものです。

取締役副会長は、会長を補佐することに加え、当社執行体制全般に対する監督機能の強化を図るとともに、当社ガバナンス体制全般への意見具申を行うことを職務といたします。

(2) 消却済み優先株式の発行要領の削除

当社では、平成19年9月28日付けにて、第一回Ⅳ種、第一回Ⅴ種優先株式について買入消却を行い、平成18年4月28日に発表いたしました「優先株式の一掃による当社の資本構造再編」に基づいた資本政策を完了いたしました。

定款に発行要領の記載がある限り、その株式の発行要領に基づく優先株式の再発行が可能ですが、現在当社としては、優先株式を発行する計画はありませんので、今般、上記優先株式発行要領に関する定款の記載を削除するものです。

■平成19年度において実施しました優先株式の買入の詳細は以下のとおりです。

優先株式	発行額	買入総額	買入価額
第一回Ⅳ種	1,995億円	459億円	23%
第一回Ⅴ種	1,305億円	561億円	43%

2. 変更の内容

現行定款と変更案の対比は次のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案	変 更 内 容
<p>第2章 株 式 第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>13億8,132万5,000株</u>とする。当社の普通株式、<u>第一回Ⅲ種優先株式、第一回Ⅳ種優先株式および第一回Ⅴ種優先株式</u>の発行可能種類株式総数は、それぞれ、<u>13億4,900万株、150万株、1,995万株、および1,087万5,000株</u>とする。</p>	<p>第2章 株 式 第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>13億5,050万株</u>とする。当社の普通株式および<u>第一回Ⅲ種優先株式</u>の発行可能種類株式総数は、それぞれ、<u>13億4,900万株および150万株</u>とする。</p>	<p>消却済み優先株式の発行可能株式総数に関する記載を削除</p>
<p>第2章 株 式 第9条の1（単元株式） 当社の普通株式、<u>第二回Ⅰ種優先株式、第三回Ⅰ種優先株式、第四回Ⅰ種優先株式、第一回Ⅱ種優先株式、第一回Ⅲ種優先株式、第一回Ⅳ種優先株式、第一回Ⅴ種優先株式</u>および<u>第二回Ⅴ種優先株式</u>の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p>	<p>第2章 株 式 第9条の1（単元株式） 当社の普通株式、<u>および第一回Ⅲ種優先株式</u>の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p>	<p>消却済み優先株式の単元株式数に関する記載を削除</p>
<p>第2章の2 優先株式 第11条の3（第一回Ⅳ種優先株式） <u>第一回Ⅳ種優先株式の内容は、添付別紙2のとおりとする。</u></p> <p>第11条の4（第一回Ⅴ種優先株式） <u>第一回Ⅴ種優先株式の内容は、添付別紙3のとおりとする。</u></p>	<p>第2章の2 優先株式 (削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>消却済み優先株式の内容に関する条項を削除</p>


現 行 定 款	変 更 案	変 更 内 容
<p>第2章の2 優先株式 第11条の5 (優先順位)</p> <p>① 第一回Ⅲ種優先株式および第一回Ⅴ種優先株式に係る優先配当金および優先中間配当金ならびに第一回Ⅲ種優先株式および第一回Ⅴ種優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、それぞれ同順位とする。</p> <p>② 第一回Ⅳ種優先株式に係る配当金および中間配当金の支払順位は、第一回Ⅲ種優先株式および第一回Ⅴ種優先株式に劣後し、第一回Ⅳ種優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、第一回Ⅲ種優先株式および第一回Ⅴ種優先株式に劣後するものとする。</p>	<p>第2章の2 優先株式 (削除)</p>	<p>残存する優先株式が第一回Ⅲ種のみとなるため、優先株式相互間における順位の規定の必要性がなくなるため削除</p>
<p>第4章 取締役および取締役会 第22条 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>③ 取締役会は、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 第22条 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>③ 取締役会は、取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>副会長職の新設</p>
<p>添付別紙2 (第一回Ⅳ種優先株式) (省略)</p> <p>添付別紙3 (第一回Ⅴ種優先株式) (省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>別紙記載の優先株式発行要領のうち、消却済み分の削除</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

当社の取締役会は、平成20年3月31日付けにて取締役1名が退任したことにより、現在は外部から招聘した取締役2名を含む取締役6名での構成となっておりますが、これら取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の充実および取締役会の監督機能の強化を図るため、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。


また、平成20年3月31日付けにて取締役を退任いたしました藤島安之氏は、引き続き執行役員として業務執行体制の一層の強化に注力いたします。


取締役候補者は次のとおりであります。なお、本候補者の選任に先立ち、当社取締役会の諮問機関である指名委員会から、各候補者が同委員会策定の実任選定基準に合致している旨、答申を受けております。


候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する 当社の 株式の数
1	 どばし あきお 土橋 昭夫 (昭和24年1月2日)	昭和47年4月 日綿實業株式会社 入社 昭和57年6月 ニチメン株式会社 日綿實業株式会社からニチメン株式会社に商号変更 平成7年7月 同 東京建設第一部長 平成11年4月 同 建設本部長 平成11年6月 同 執行役員 平成13年4月 同 建設カンパニー長 平成14年4月 同 常務執行役員 平成14年6月 同 海外担当 兼 国内地域法人担当 兼 建設・木材カンパニー長 兼 業務担当 常務取締役、常務執行役員 建設・木材カンパニー管掌 海外担当 兼 国内地域法人担当 兼 建設・木材カンパニー長 兼 業務担当 平成15年4月 同 代表取締役専務、専務執行役員 営業部門管掌 兼 CIO 兼 営業第二グループ担当 兼 国内地域法人担当 兼 建設・木材カンパニー長 執行役員 ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社 平成15年12月 ニチメン株式会社 代表取締役、取締役社長 兼 CEO 平成16年4月 双日株式会社 ニチメン株式会社と日商岩井株式会社合併により双日株式会社に商号変更 代表取締役社長 取締役(非常勤) 平成16年6月 ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社 平成16年7月 双日ホールディングス株式会社 ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社から双日ホールディングス株式会社に商号変更 取締役(非常勤) 代表取締役(現)社長 平成17年6月 同 双日ホールディングス株式会社と双日株式会社合併により双日株式会社に商号変更 代表取締役社長 平成17年10月 双日株式会社 代表取締役社長 平成19年4月 同 代表取締役会長(現)	普通株式 20,758株


候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況			所有する当社の株式の数
2	 <p>はしかわ まさき 橋川 真幸 (昭和24年1月25日)</p>	昭和46年4月 平成3年10月 平成5年1月 平成6年11月 平成9年2月 平成10年4月 平成10年6月 平成11年6月 平成13年3月 平成14年1月	株式会社三和銀行 同 株式会社大京 株式会社三和銀行 同 同 同 同 同 株式会社UFJ銀行	入行 内神田支店長 出向 営業本部第二部長 個人部長 企画部長 取締役 執行役員 常務執行役員 株式会社三和銀行と株式会社東海銀行合併により株式会社UFJ銀行に商号変更	普通株式 35,900株
		平成14年5月 平成14年7月 平成15年4月	同 同 ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社	専務執行役員 大阪中央支店長 専務執行役員 取締役副社長執行役員 グループ統括、リスク管理担当、監査室長	
		平成15年6月 平成16年4月	日商岩井株式会社 ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社 双日株式会社	副社長執行役員 監査部、コンプライアンス部担当 ニチメン株式会社と日商岩井株式会社合併により双日株式会社に商号変更	
		平成16年6月 平成16年7月	ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社 双日ホールディングス株式会社	代表取締役会長 社長補佐、監査部、コンプライアンス部担当 ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社から双日ホールディングス株式会社に商号変更	
		平成16年10月 平成16年11月	双日株式会社 双日ホールディングス株式会社	取締役副社長執行役員 社長補佐、監査部、コンプライアンス部担当 取締役副社長執行役員 社長補佐 社長補佐、監査部、秘書部担当	
		平成17年4月 平成17年10月	双日株式会社 双日株式会社	社長補佐 (コーポレート全般) 双日ホールディングス株式会社と双日株式会社合併により双日株式会社に商号変更	
		平成17年10月	双日株式会社	代表取締役 (現) 副社長執行役員 社長補佐 (コーポレート全般)	
		平成18年4月	同	社長補佐 (グループ統轄部を除くコーポレート管掌)	
		平成19年4月 平成20年4月	同 同	社長補佐 (コーポレート管掌) 代表取締役副会長 (現)	

(注) 橋川真幸氏は平成20年4月に副会長に就任しておりますが、これは執行役員の役位としての副会長であり、取締役副会長には第2号議案のご承認をいただいた後に就任する予定です。


候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する 当社の 株式の数
3	 <p>か せ ゆたか 加 瀬 豊 (昭和22年2月19日)</p>	<p>昭和45年5月 日商岩井株式会社 入社 平成4年11月 日商岩井ニュージ ランド会社 社長 兼 オークランド店長 平成7年4月 日商岩井株式会社 木材製品部長 平成9年6月 日商岩井米国会社 ポートランド店長 平成11年1月 日商岩井株式会社 生活・資源事業グループエグゼクティブ 平成13年6月 同 執行役員 日商岩井米国会社 エグゼクティブバイスプレジデント 平成13年10月 日商岩井株式会社 生活資材・化学品カンパニーシニアバイ スプレジデント 平成14年4月 同 化学品・資材カンパニープレジデント 平成14年9月 同 社長特命事項担当兼務 平成15年1月 同 企画ユニット分掌補佐兼務 平成15年4月 同 取締役常務執行役員 企画ユニット担当 平成15年10月 同 IR室長 兼務 平成16年4月 双日株式会社 ニチメン株式会社と日商岩井株式会社合 併により双日株式会社に商号変更 代表取締役専務執行役員 秘書部、経営企画部、人事総務部、事業 統括部担当 兼 海外担当 兼 CIO 代表取締役副社長執行役員 社長補佐 社長補佐 (営業全般・海外担当) 双日ホールディングス株式会社と双日株式 会社合併により双日株式会社に商号変更 代表取締役 (現) 副社長執行役員 社長補佐 (営業全般・海外担当) 社長補佐 (営業全般・グループ統轄部管掌) 中東・アフリカ総支配人兼務 代表取締役社長 (現)</p>	普通株式 27,700株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する 当社の 株式の数
4	 <p>さとう ようじ 佐藤 洋二 (昭和24年7月14日)</p>	<p>昭和48年4月 日商岩井株式会社 入社 平成11年1月 日商岩井米国会社 経理・管理 経理・関連事業 セネラルマネージャー 平成15年1月 日商岩井株式会社 企画ユニットリーダー 平成15年4月 同 執行役員 企画ユニット担当役員補佐 平成16年4月 双日株式会社 ニチメン株式会社と日商岩井株式会社合併により双日株式会社に商号変更 常務執行役員 財務部、主計部担当役員補佐 平成16年10月 同 経営企画部、財務部、主計部担当役員補佐 平成17年4月 同 取締役常務執行役員 CFO (現) 兼 財務部、主計部担当 平成17年10月 双日株式会社 双日ホールディングス株式会社と双日株式会社合併により双日株式会社に商号変更 取締役常務執行役員 CFO 兼 財務部、主計部担当 平成18年4月 同 取締役専務執行役員 CFO 兼 人事総務部、財務部、主計部担当 平成19年4月 同 取締役専務執行役員 CFO 兼 人事総務部、財務部、プロジェクト金融部、主計部、IR室担当 平成20年4月 同 代表取締役副社長執行役員 (現) コーポレート管掌 (現) 兼 CFO</p>	普通株式 15,600株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する 当社の 株式の数
5	 <p>たなべ ひろゆき 田邊 弘幸 (昭和19年10月8日)</p>	<p>昭和43年4月 日商株式会社 入社 昭和43年10月 日商岩井株式会社 日商株式会社と岩井産業株式会社合併により日商岩井株式会社に商号変更 石炭部長 平成5年4月 同 製鉄原料・石炭本部副本部長 平成10年11月 同 製鉄原料・石炭本部部長 平成11年5月 同 金属カンパニーシニアバイスプレジデント 平成12年4月 同 執行役員 平成12年6月 同 エネルギー・金属資源カンパニープレジデント兼石炭液化プロジェクト室長 平成14年4月 同 常務執行役員 平成14年6月 同 専務執行役員 平成15年4月 同 エネルギー・金属資源事業開発室長兼務執行役員（非常勤） ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社 平成16年4月 双日株式会社 ニチメン株式会社と日商岩井株式会社合併により双日株式会社に商号変更 専務執行役員 エネルギー・金属資源部門長 平成17年4月 同 常務執行役員 平成17年10月 双日株式会社 双日ホールディングス株式会社と双日株式会社合併により双日株式会社に商号変更 常務執行役員 エネルギー・金属資源部門長 平成18年4月 同 専務執行役員 兼 資源エネルギー事業開発室長 平成19年4月 同 副社長執行役員（現） 社長補佐（営業管掌）兼 産業情報グループ担当 平成20年4月 同 営業管掌（現）</p>	普通株式 7,705株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する 当社の 株式の数
6	 むらおか しげお 村岡茂生 (昭和8年7月7日)	昭和32年4月 通商産業省 入省 (現経済産業省) 昭和50年4月 外務省 ニューヨーク日本国総領事館領事 昭和59年6月 通商産業省 貿易局長 昭和61年6月 同 通商政策局長 昭和63年6月 同 通商産業審議官 平成元年12月 日本生命保険相互会社 特別顧問 株式会社日本総合研究所 顧問 平成3年6月 富士通株式会社 常務取締役 平成6年6月 同 専務取締役 平成7年6月 株式会社富士通総研 代表取締役会長 平成12年7月 情報処理振興事業協会 理事長 平成15年7月 財団法人中東経済研究所 理事長 株式会社タイム二十四 代表取締役社長 平成15年10月 J-POWER民営化 取締役 ファンド株式会社 平成16年6月 ニチメン・日商岩井 取締役(非常勤) ホールディングス株式会社 平成16年7月 双日ホールディングス株式会社 ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社から双日ホールディングス株式会社に商号変更 取締役(非常勤) 平成17年4月 財団法人日本エネルギー経済研究所 顧問(現) 平成17年10月 双日株式会社 双日ホールディングス株式会社と双日株式会社合併により双日株式会社に商号変更 取締役(非常勤)(現)	普通株式 25,800株

(注) 村岡茂生氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。同氏は現に当社の社外取締役であり、就任してからの年数は4年であります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、経済界で要職を歴任され、人格、識見ともに高く、当社業務に関して客観的立場から適切な助言を得られると判断したためです。また、これまで取締役に在任中、取締役会等において客観的立場から適切な発言を積極的に行うなど、経営上の意思決定を適切に行うことに貢献してこられたため、引き続きこのような役割を果たしていただくことを期待して、候補者といたしました。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限度額を1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結する予定です。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
7	 <p>みやうち よしひこ 宮内 義彦 (昭和10年9月13日)</p>	<p>昭和35年8月 日綿實業株式会社 入社 昭和39年4月 オリエン特・リース株式会社 入社 昭和45年3月 同 取締役 昭和55年12月 同 代表取締役社長 平成元年4月 オリックス株式会社 オリエン特・リース株式会社からオリックス株式会社に商号変更 代表取締役社長 平成11年3月 富士ゼロックス株式会社 取締役 平成12年4月 オリックス株式会社 代表取締役会長 平成12年9月 株式会社あおぞら銀行 取締役 平成15年3月 昭和シェル石油株式会社 取締役(現) 平成15年6月 オリックス株式会社 取締役(現)兼 代表執行役会長(現) ソニー株式会社 取締役(現) 平成16年5月 社団法人日本経済団体連合会 評議員会 副議長(現) 平成17年3月 株式会社大京 取締役 平成17年6月 双日ホールディングス株式会社 取締役(非常勤) 平成17年10月 双日株式会社 双日ホールディングス株式会社と双日株式会社合併により双日株式会社に商号変更 取締役(非常勤)(現) 平成18年4月 株式会社ACCESS 取締役(現) [他の法人等の代表状況] オリックス株式会社 取締役(現)兼 代表執行役会長(現)</p>	普通株式 30,600株


(注) 宮内義彦氏は、オリックス株式会社の取締役兼代表執行役会長・グループCEOを兼務し、同社と当社との間には不動産賃貸借契約等の取引関係があり、また同社と当社は不動産事業、各種動産のリース等において競業関係にあります。同氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たしておりませんが、当社からの独立性においては社外取締役同等であると考えております。同氏を取締役候補者とした理由は、経済界で要職を歴任され、人格、識見ともに高く、当社業務に関し客観的立場から適切な助言を得られると判断したためです。

また、これまで取締役役に在任中、取締役会等において客観的立場から適切な発言を積極的に行うなど、経営上の意思決定を適切に行うことに貢献してこられたため、引き続きこのような役割を果たしていただくことを期待して、候補者といたしました。

第4号議案 監査役2名選任の件

現任5名の監査役のうち、和田譲治、石田克明の両氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。引き続き、監査体制の充実を図るため、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。なお、本候補者の選任議案の本総会への提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する 当社の 株式の数
1	 こもり すすむ 小森 晋 (昭和19年11月30日)	昭和43年4月 日商株式会社 入社 昭和43年10月 日商岩井株式会社 日商株式会社と岩井産業株式会社合併により日商岩井株式会社に商号変更 平成8年4月 同 東京線材・特殊鋼部長 平成9年10月 同 線材特殊鋼本部副本部長 兼 東京線材・特殊鋼部長 平成10年10月 同 線材特殊鋼本部副本部長 平成12年4月 同 金属カンパニーシニアバイスプレジデント 平成13年6月 同 執行役員 平成15年1月 株式会社メタルワン 常務執行役員 平成17年1月 同 代表取締役副社長執行役員 平成19年4月 株式会社双日総合研究所 顧問(現)	普通株式 1,016株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する 当社の 株式の数
2	 <p data-bbox="243 772 443 848">まちだ ゆきお 町田 幸雄 (昭和17年7月3日)</p>	<p data-bbox="480 291 934 340">昭和44年4月 東京地方検察庁 検事任官 昭和45年3月 山口地方検察庁岩国 支部</p> <p data-bbox="480 370 786 473">昭和47年3月 東京地方検察庁 昭和49年3月 札幌地方検察庁 昭和51年3月 新潟地方検察庁 昭和53年8月 東京地方検察庁 昭和56年4月 司法研修所 教官 昭和59年4月 東京地方検察庁 昭和63年3月 法務省 入国管理局警備課長</p> <p data-bbox="480 556 934 632">平成3年4月 東京高等検察庁 平成5年7月 新潟地方検察庁 次席検事 平成6年4月 東京国税不服審判所 所長 平成7年7月 最高検察庁 平成8年4月 盛岡地方検察庁 検事正 平成9年6月 最高検察庁 平成9年7月 法務大臣官房付 平成9年8月 法務省 入国管理局局長</p> <p data-bbox="480 768 934 949">平成12年12月 最高検察庁 総務部長 平成13年7月 同 刑事部長 平成14年6月 公安調査庁 長官 平成16年1月 仙台高等検察庁 検事長 平成16年12月 最高検察庁 次長検事 平成17年7月 検事退官 平成17年9月 第一東京弁護士会 登録 西村ときわ法律事務所(現在:西村あさ ひ法律事務所) 入所(現)</p> <p data-bbox="480 1032 1138 1078">日本大学大学院法務 研究科 非常勤教員(刑事法総合)(現)</p> <p data-bbox="480 1093 964 1161">平成18年6月 三井化学株式会社 取締役(現) 平成18年7月 朝日生命保険相互会 社 監査役(現)</p>	普通株式 0株

(注) 町田幸雄氏が所属する西村あさひ法律事務所と当社との間には、顧問契約等はありません。同氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役（非常勤）候補者であります。同氏を社外監査役候補とした理由は、法曹界および経済界で要職を歴任され、人格、識見ともに高く、監査役としての職務を果たすに適任であると判断したためです。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限度額を1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結する予定です。

なお、同氏は平成18年6月27日三井化学株式会社の社外取締役役に就任し現在に至っておりますが、同社においては、ガス用ポリエチレン管および同継手のガス事業者向け販売価格を他の事業者と共同して決定していたとして、公正取引委員会から平成19年6月29日に排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたが、同氏は、日頃から取締役会等の場において法令・ルール遵守の視点に立った発言を行っており、本件に関しては事実関係の調査およびコンプライアンスの再徹底について助言及び確認を行うなどその職責を果たしております。

また、同じく同氏は平成18年7月4日に朝日生命保険相互会社の監査役に就任し現在に至っておりますが、同社においては、金融庁から平成19年2月1日付け「保険金等の支払状況に係る実態把握について」の命令を受け、過去5年間（平成13年度から平成17年度まで）に支払った保険金・給付金についての再点検を行った結果、平成19年4月、一部に支払金額が不足していた事案等があることが判明しましたが、同氏は、日頃から取締役会等の場において法令・ルール遵守の視点に立った発言を行っており、当該事実判明以降、再発防止に関する発言を行うなどその職責を果たしております。なお、同社は、平成19年9月末をもって保険金等の追加的な支払に関する状況調査を終了しております。

第2号議案のご参考：定款別紙より削除する項目

(下記別紙番号は定款における別紙番号となっております。)

(別紙2)

第一回IV種優先株式

1. 配当金

(1) 第一回IV種配当金

当社は、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に対して定款第36条第1項に定める剰余金の配当（以下「期末配当」という。）を行う場合において、その普通株式1株あたりの配当の額と、当該事業年度において普通株主および普通登録株式質権者に対して定款第36条第2項に定める中間配当（以下「中間配当」という。）を支払った場合における普通株式1株あたりの中間配当金の額との合計額（以下「普通株式年間配当額」という。）が、50円以上となるときは、第一回IV種優先株式を有する株主（以下「第一回IV種優先株主」という。）または第一回IV種優先株式の登録株式質権者（以下「第一回IV種優先登録株式質権者」という。）に対し、第一回IV種優先株式1株につき下記(2)に定める方法により決定される額の剰余金（以下「第一回IV種配当金」という。）を金銭により配当する。

(2) 第一回IV種配当金の額

第一回IV種配当金の額は、普通株式年間配当額を、当該期末配当に係る基準日に先立つ45取引日（以下本要項において「取引日」というときは終値のない日は除く。）目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値で除した値に、10,000円を乗じ、さらにこれに1.2を乗じた額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。以下「第一回IV種年間配当額」という。）とする。ただし、当該事業年度において次項に定める第一回IV種中間配当金を支払ったときは、第一回IV種年間配当額から当該第一回IV種中間配当金の額を控除した残額がある場合に、当該残額を第一回IV種配当金として支払う。また、第一回IV種配当金の額は、当該事業年度において次項に定める第一回IV種中間配当金を支払った場合における当該第一回IV種中間配当

金の額と合計して、2,000円を超えないものとする。

(3) 第一回IV種配当金の支払順位

普通株式に係る期末配当金と第一回IV種配当金の支払順位は同順位とする。

2. 中間配当金

(1) 第一回IV種中間配当金

当社は、普通株主および普通登録株式質権者に対して普通株式1株につき25円以上の額の中間配当金をもって中間配当を行うときは、第一回IV種優先株主または第一回IV種優先登録株式質権者に対し、第一回IV種優先株式1株につき下記(2)に定める方法により決定される額の剰余金（以下「第一回IV種中間配当金」という。）を金銭により配当する。

(2) 第一回IV種中間配当金の額

第一回IV種中間配当金の額は、普通株主および普通登録株式質権者に対して支払う普通株式1株あたりの中間配当金の額を、当該中間配当に係る基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値で除した値に、10,000円を乗じ、さらにこれに1.2を乗じた額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）とする。ただし、第一回IV種優先株式1株あたりの第一回IV種中間配当金の額は、1,000円を上限とする。

(3) 第一回IV種中間配当金の支払順位

普通株式に係る中間配当金および第一回IV種中間配当金の支払順位は同順位とする。

3. 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、第一回IV種優先株主または第一回IV種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一回IV種優先株式1株につき金10,000円を支払う。

第一回IV種優先株主または第一回IV種優先登録株式

質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

4. 取得条項

- (1) 当社は、当会社が別に定める日（ただし、平成20年3月31日まで（当日を含む。）の日に限る。）に、第一回IV種優先株式の全部または一部を取得することができる。
- (2) 取得価額は、平成19年9月30日まで（当日を含む。）に取得する場合には第一回IV種優先株式1株につき金2,300円とし、平成19年10月1日以降に取得する場合には第一回IV種優先株式1株につき金2,500円とする。
- (3) 一部取得するときは、各第一回IV種優先株主の保有する第一回IV種優先株式数に応じて按分して取得する。

5. 議決権

第一回IV種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

6. 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、第一回IV種優先株式について株式の併合もしくは分割、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

当社は、第一回IV種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

7. 普通株式の交付と引換えに第一回IV種優先株式を取得することを請求する権利

- (1) 取得を請求し得べき期間（以下「転換請求期間」という。）

平成36年10月29日以降とする。

- (2) 転換価額等の条件

第一回IV種優先株主は、1株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当会社に対して、当会社の普通株式の交付と引換えに第一回IV種優先株式を取得することを請求（以下「転換請求」という。）することができる。

- (イ) 当初転換価額

当初転換価額は、平成36年10月29日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を

四捨五入する。）とする。ただし、上記計算の結果、当初転換価額が200円（以下「下限当初転換価額」という。ただし、下記(ウ)により調整される。）を下回る場合には、下限当初転換価額をもって当初転換価額とする。

- (ロ) 転換価額の修正

転換価額は、平成37年10月29日以降、毎年10月29日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「修正後転換価額」という。）に修正される。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ウ)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、下記(ウ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の80%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限転換価額」という。ただし、下記(ウ)により調整される。）を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

- (ハ) 転換価額の調整

- ① 転換価額は、平成36年10月29日以降、下記②に掲げる各事由により、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）に従って調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{新発行・処分・1株あたり既発行普通株式の払込金額}}{\text{普通株式数} + \text{1株あたりの時価}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- ② 転換価額調整式により第一回IV種優先株式の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる

- (i) 下記⑤(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行または当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合（ただし、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得または行使による場合を除く。）。

調整後の転換価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 株式の分割（無償割当てを含む。）をする場合。

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- (iii) 下記⑤(ii)に定める時価を下回る当初価額をもって当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込み（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- ③ 当会社は、上記②に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

(i) 株式の併合、資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- ④ 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。ただし、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。

- ⑤(i) 転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ii) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後

転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (iii) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。

- (二) 上記(i)または(ii)により転換価額の修正または調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正前または調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額およびその適用の日その他必要な事項を第一回IV種優先株主に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

- (ホ) 取得と引換えに交付すべき普通株式数
第一回IV種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第一回IV種優先株主が転換請求のために提出した第一回IV種優先株式数} \times 10,000 \text{円}}{\text{転換価額}}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (ハ) 転換請求受付場所
東京都江東区東砂七丁目10番11号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
- (ト) 転換の効力発生
転換請求書および第一回IV種優先株式の株券が上記(ハ)に記載する転換請求受付場所に到着した時に、当会社は当該第一回IV種優先株式を取得し、当該転換請求をした株主は、当会社がその取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式の株主となる。ただし、第一回IV種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

(別紙3)

第一回V種優先株式

1. 優先配当金

(1) 第一回V種優先配当金

当会社は、定款第36条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、第一回V種優先株式を有する株主（以下「第一回V種優先株主」という。）または第一回V種優先株式の登録株式質権者（以下「第一回V種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第一回V種優先株式1株につき下記(2)に定める額の剰余金（以下「第一回V種優先配当金」という。）を金銭により配当する。ただし、当該事業年度において下記(3)に定める第一回V種優先中間配当金を支払ったときは、当該第一回V種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第一回V種優先配当金の額

第一回V種優先配当金の額は、12,000円に、それぞれの事業年度毎に下記の配当率（以下「第一回V種優先配当率」という。）を乗じて算出した額とする。第一回V種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が1,200円を超える場合は、第一回V種優先配当金の額は1,200円とする。

第一回V種優先配当率は、平成16年4月1日以降、次回配当率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式によりそれぞれ計算される年率とする。

平成17年3月31日に終了する営業年度から平成21年3月31日に終了する営業年度まで

第一回V種優先配当率 = 日本円TIBOR（1年物） + 0.75%

平成22年3月31日に終了する営業年度から平成26年3月31日に終了する営業年度まで

第一回V種優先配当率 = 日本円TIBOR（1年物） + 1.00%

平成27年3月31日に終了する営業年度から平成31年3月31日に終了する営業年度まで

第一回V種優先配当率 = 日本円TIBOR（1年物） + 1.25%

平成32年3月31日に終了する営業年度から平成36

年3月31日に終了する営業年度まで

第一回V種優先配当率 = 日本円TIBOR（1年物） + 1.50%

平成37年3月31日に終了する営業年度以降

第一回V種優先配当率 = 日本円TIBOR（1年物） + 1.75%

第一回V種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当率修正日」は、平成17年4月1日および、以降毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当率修正日とする。

「日本円TIBOR（1年物）」とは、平成16年4月1日または各配当率修正日およびその直後の10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の2時点（以下それぞれ「優先配当決定基準日」という。）において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。

当該平均値の算出にあたり、優先配当決定基準日に日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートが公表されない場合、これに代えて、同日（当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを用いるものとする。

(3) 第一回V種優先中間配当金

当会社は、定款第36条第2項に定める中間配当を行うときは、第一回V種優先株主または第一回V種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、上記(2)に定める額の2分の1の剰余金（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。以下「第一回V種優先中間配当金」という。）を金銭により配当する。

(4) 非累積条項

ある事業年度において第一回V種優先株主または第一回V種優先登録株式質権者に対して配当する1

株あたり剰余金の額が上記(2)に定める第一回V種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

第一回V種優先株主または第一回V種優先登録株式質権者に対しては、第一回V種優先配当金を超えて配当は行わない。

2. 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、第一回V種優先株主または第一回V種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一回V種優先株式1株につき金12,000円を支払う。

第一回V種優先株主または第一回V種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

3. 取得条項

(1) 当社は、当社が別に定める日（ただし、平成20年3月31日まで（当日を含む。）の日に限る。）に、第一回V種優先株式の全部または一部を取得することができる。

(2) 取得価額は、平成19年9月30日まで（当日を含む。）に取得する場合には第一回V種優先株式1株につき金5,160円とし、平成19年10月1日以降に取得する場合には第一回V種優先株式1株につき金5,400円とする。

(3) 一部取得するときは、各第一回V種優先株主の保有する第一回V種優先株式数に応じて按分して取得する。

4. 議決権

第一回V種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

5. 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、第一回V種優先株式について株式の併合もしくは分割、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

当社は、第一回V種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

6. 普通株式の交付と引換えに第一回V種優先株式を取得することを請求する権利

(1) 取得を請求し得べき期間（以下「転換請求期間」

という。）

平成31年10月29日以降とする。

(2) 転換価額等の条件

第一回V種優先株主は、1株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当社に対して、当社の普通株式の交付と引換えに第一回V種優先株式を取得することを請求（以下「転換請求」という。）することができる。

(イ) 当初転換価額

当初転換価額は、平成31年10月29日に先立つ45取引日（以下本要項において「取引日」というときは終値のない日は除く。）目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。ただし、上記計算の結果、当初転換価額が200円（以下「下限当初転換価額」という。ただし、下記(ロ)により調整される。）を下回る場合には、下限当初転換価額をもって、また当初転換価額が2,162.2円（以下「上限当初転換価額」という。ただし、下記(ロ)により調整される。）を上回る場合には上限当初転換価額をもって当初転換価額とする。

(ロ) 転換価額の修正

転換価額は、平成32年10月29日以降、毎年10月29日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「修正後転換価額」という。）に修正される。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の30%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限転換価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の500%に相当する金額（以下「上限転換価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(ハ) 転換価額の調整

- ① 転換価額は、平成31年10月29日以降、下記②に掲げる各事由により、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）に従って調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} + \frac{\text{既発行普通株式数} \times \text{新発行・処分1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- ② 転換価額調整式により第一回V種優先株式の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 下記⑤(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行または当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合（ただし、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得または行使による場合を除く。）。

調整後の転換価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 株式の分割（無償割当てを含む。）をする場合。

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- (iii) 下記⑤(ii)に定める時価を下回る当初価額をもって当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込み（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- ③ 当社は、上記②に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、

取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

- (i) 株式の併合、資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ④ 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。ただし、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。
- ⑤ (i) 転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (ii) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (iii) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。
- (二) 上記(i)または(ii)により転換価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正前または調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額およびその適用の日その他必要な事項を第一回V種優先株主に通知する。ただし、適用の日の前日まで前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

- (ホ) 取得と引換えに交付すべき普通株式数
第一回V種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第一回V種優先株主が転換請求のために提出した第一回V種優先株式数} \times 12,000\text{円}}{\text{転換価額}}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (ヘ) 転換請求受付場所
東京都江東区東砂七丁目10番11号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
- (ト) 転換の効力発生
転換請求書および第一回V種優先株式の株券が上記(ヘ)に記載する転換請求受付場所に到着した時に、当社は当該第一回V種優先株式を取得し、当該転換請求をした株主は、当社がその取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式の株主となる。ただし、第一回V種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

以 上

株主総会会場ご案内地図

〒107-0052 東京都港区赤坂一丁目12番33号
ANAインターコンチネンタルホテル東京
地下1階「プロミネンス」
電話番号 03-3505-1111 (代表)

地下鉄銀座線 「溜池山王駅」13番出口より徒歩1分 (溜池山王駅より約5分)
地下鉄南北線 「溜池山王駅」13番出口より徒歩1分 (溜池山王駅より約7分)
「六本木一丁目駅」3番出口より徒歩2分 (六本木一丁目駅より約5分)

